４）眺望景観の保全・創出のための配慮事項

①建築物等の配慮事項

◇優れた眺望景観を保全・創出するため、建築物は次の事項に配慮することとします。

配慮項目	配慮内容
形態意匠	・眺望点毎の眺望景観の保全・創出の方針を踏まえた形態意匠とする。 ・壁のような建築物が建つことで圧迫感を与えないよう、建築物は長大な壁面を見せないようにする。
屋上工作物等	・屋上工作物、ペントハウス等は眺望に配慮した位置、規模、色彩とし、やむを得ず設置する場合は目隠し等により修景する。
屋根	・屋根の形態と色彩は、周辺との調和を図る。 ・屋根には彩度の高い色は用いない。 ・屋根は、極力勾配屋根とする。

②眺望点の整備等

◇優れた眺望景観を保全・創出し、さらにその印象を高めるためには、良好な眺望点の整備が必要です。
◇そのため、行政は市民の協力を得ながら、眺望点の確保とその整備に努めます。